

平成二十二年十月二十一日提出
質問第八一號

いわゆるNPO、NGOに関する質問主意書

提出者 長勢 甚 遠

いわゆるNPO、NGOに関する質問主意書

いわゆるNPO、NGO（以下、NPO等）についてその一層の活用が言われているが、その実態に関し次の事項について回答を求める。

一 政府は「新しい公共」と言っているが、「新しい公共」の考え方、内容はどのようなものか。

二 「新しい公共」を担うのはいかなるものか。NPO等が中心的に担うことになるのか。営利企業は対象にならないのか。

三 委託金、請負金、補助金等名称のいかんを問わず、国からNPO等に支払われている金額はいくらか。地方公共団体から支払われている金額はいくらか。

四 国から委託金等を受けているNPO等に対し会計検査院の検査は行われるのか。行われるとすればこれまでの検査の実績に対する菅内閣の見解を求める。

五 公益法人については事業仕分けの対象として議論されているが、NPO等に対する委託金等も事業仕分けの対象とする考えか。その考えがないとすればその考え方を問う。

右質問する。